令和５年５月２日

保護者各位

小松市立安宅中学校
校長　　笠巻　　昭

新型コロナウイルス５類感染症移行後の学校における対応について（５月８日以降）

新緑の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が５類へと移行されることを受け、文部科学省は５月８日以降の学校生活について、学校衛生管理マニュアルの改定を行いました。

つきましては、本校でも、小松市教育委員会の指示のもと、下記のように対応を変更いたします。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

マスクについては、着用を求めないことを基本とします

１　日常の感染症対策

健康観察	□ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようにしてください。 ※休養、風邪症状等の場合は、欠席となります。 □ 学級での健康観察は継続します。（家庭での体温測定などは不要です） □ 家族等が感染した場合、本人に症状がなければ学校に登校できます。ただし、家族等が発症（発症日を０日）の後、特に５日間は体調の変化に十分注意してください。
換気の確保	□ 校舎内では、全熱交換器を作動させ常時換気を行うとともに気候によって２方向の窓を開け換気します。 □ 講堂等における活動の際は、可能な限り２方向の窓を開け換気を行います。
手洗い等の手指衛生	□ 外から教室に入る時やトイレの後など、流水とせっけんでのこまめな手洗い励行について指導します。
給食	□ 給食はスクール形式（正面を向く）とし、大声による会話を控えます。
授業・部活動	□ 通常の授業形態で実施しますが、グループ活動などでは大声の会話は控えて行います。 □ 部活動は、健康観察を十分に行い、通常通りの活動を行います。

２　感染流行時における感染症対策

マスクの着用	□ 生徒・教職員に着用を促す場合があります。 ※この場合にも、着用を強いることがないようにします。
身体的距離の確保	□ 授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況を踏まえた上で、生徒の間隔を可能な範囲でとり、活動を実施します。
活動場面ごとにおける感染症対策	□ 各教科等で、「感染リスクが比較的高い学習活動」に当たっては、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるほか、学校行事や部活動等においても、活動場面に応じた対策を講じて実施します。

３　感染状況に応じて、講ずる措置

出席停止	□ 生徒の感染が判明した場合には、出席停止の措置をとります。 □ 新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置をとります。 □ 合理的な理由により、感染不安で休ませたいとの相談のあった場合、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日（出席停止）」として扱うこととします。 □ 出席停止期間の基準は、発症した後５日を経過し、かつ、症状軽快後１日を経過するまでとします。
臨時休業	□ 臨時休業の判断に当たっては、学校内での感染拡大のおそれ等を勘案した上で、学びの保障の観点等に留意しつつ、学校医・市教委と相談の上、必要な範囲・期間で実施します。